Kobe Local Meteorological Office, JMA

## 報 道 発 表

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和5年6月7日神戸地方気象台

## 兵庫県の大雨警報(浸水害)及び 洪水警報・注意報発表基準の変更について

兵庫県の大雨警報(浸水害)及び洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。新しい発表基準は令和5年6月8日13時から適用します。

大雨警報(浸水害)・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生 状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。 今般、最新の災害も取り込んで基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更す ることとしました。

この基準変更は、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)\*\*及び洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)\*の判定にも反映します。

記

- 1 基準変更日時令和5年6月8日(木)13時
- 2 基準を変更する市町
- (1) 大雨警報(浸水害) 洲本市、南あわじ市
- (2) 洪水警報・注意報兵庫県内全市町(芦屋市を除く)
- 3 発表基準

6月8日13時以降、以下のURL(気象庁ホームページ)に掲載します。

警報·注意報発表基準一覧表 (兵庫県)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/hyogo.html

※浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/

※洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/

## 【参考】(1) 兵庫県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\_type=offices&area\_code=280000

(2) 淡路市は、大雨警報(浸水害)の発表基準の変更はありませんが、浸水キキクルの「危険」(紫)に用いる基準を変更します。

問合せ先:神戸地方気象台 防災気象官 天野

水害対策気象官 山田 電話:078-222-8907